

## 埼玉県保育所等物価高騰対策給付事業補助金実施要綱

### (目的)

第1条 保育所等を対象として、物価高騰による運営費の負担増加に対する緊急的措置として、光熱費及び食材料費の上昇相当分を保育所等に給付又は補助（以下「給付等」という。）することで、保育所等の運営の安定化に寄与し、保育の質を維持することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、市町村とする。

### (給付等対象施設)

第3条 給付等対象施設は都道府県及び市町村以外の者が設置する以下の施設とする。

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がなされたものを除く。）で子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に定める市町村長の確認を受けたもの
- 2 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園で法第27条第1項に定める市町村長の確認を受けたもの
- 3 法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所
- 4 児童福祉法第59条の2第1項に基づく届出のあった認可外保育所
- 5 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（ただし、法第27条第1項に基づき施設型給付費を支給されている園に限る。）

### (事業内容)

第4条 市町村は、物価高騰に伴う電気料金（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者との小売供給契約に基づき定められた料金をいう。ただし、高圧電力の供給に係る契約に限る。）、ガス料金（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項第3号に規定するガス小売事業者との小売供給契約に基づき定められた料金をいう。）及び食材料費の高騰への対策事業として、管内の給付等対象施設へ必要な経費を給付等するものとする。

### (県の助成)

第5条 知事は、市町村が前条に定める事業を実施する場合に、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、令和4年12月12日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年1月31日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年7月31日に施行し、令和5年6月1日から適用する。

この要綱は、令和6年1月26日に施行し、令和6年1月1日から適用する。